

平成二十年六月六日受領
答弁第四四九号

内閣衆質一六九第四四九号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問に対する答弁書

一について

後期高齢者に係る医療給付の財源について、定率公費（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療給付費に対する定率の公費負担及び調整交付金の合計をいう。）、現役世代からの支援金（国民健康保険及び政府管掌健康保険の支援金に対する公費負担を含む。）、保険料（保険料の軽減等に対する公費負担を含む。）に分けた場合の構成割合は、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行った試算では、お尋ねの二千八年度（平成二十年度）においては、定率公費が約五割、保険料が一割、現役世代の支援金が約四割であり、お尋ねの二千五年度（平成二十七年）度）においては、保険料が一割から一割八厘に上昇し、この上昇分だけ、現役世代からの支援金が減少するものと推計している。お尋ねのその他の年度については推計を行っていないことから、お答えすることは困難である。

二について

後期高齢者医療制度を導入するか否かのみの影響についての推計は行っていないことから、お尋ねの増

減についてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの世帯数について把握することは困難であり、お答えすることはできない。

また、後期高齢者医療の保険料は、被保険者個人に賦課されるものであり、後期高齢者医療の保険料を特別徴収の方法により徴収することによりご指摘の状況が生じうる場合があることは承知しているが、特別徴収の方法による保険料の徴収については、被保険者の保険料納付に係る便宜を図るとともに、市町村における事務の効率化を図ることを目的として行うこととしたものであり、政府としては、この方法を採用することが後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するものであると考えている。

四について

御指摘の数値については、平成十八年の健康保険法等の一部を改正する法律案を提出する際に行った試算を基に計算されたものである。この試算においては、被用者保険の被扶養者が後期高齢者医療制度に加入した場合の保険料の軽減措置を見込んでおり、平成二十年度においては後期高齢者医療制度施行直後であることから当該年度以外の年度よりもその対象者を多く見込み、後期高齢者の保険料が大幅に軽減され

ている。また、この試算の基礎となっている医療費の将来推計については、一人当たり医療費の伸び率を平成七年度から平成十一年度の実績を基に制度改正等の影響を除去し、七十歳以上の高齢者等（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者を含む。）について三・二パーセント、それ以外の七十歳未満の者について二・一パーセントと設定しており、当該高齢者等の医療費の伸び率の前提が高くなっている。これらがお尋ねの理由であると考えている。

五及び六について

お尋ねの保険料額の違いについては、先の答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三六三号）

十一についてでお答えしたとおりであるが、算定の根拠が異なるため両者の差額の内訳をお答えすることは困難である。

七について

お尋ねについて代表的な事務の内容をお示しすると、被保険者証の発行に係る事務、療養の給付等に係る事務及び後期高齢者医療広域連合の議会に係る事務である。

八について

後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻した場合に、国、地方自治体に新たに必要となる財源についての推計は行っていないことから、お尋ねにお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの保養施設やプールの種類、箇所数及び現状については把握していない。また、国民健康保険の被保険者が施設を利用する際の割引等の実施は、各国民健康保険の被保険者独自の判断によるものであり、お尋ねの状況を把握することは考えていない。